

燃料電池自動車等の貸出に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山梨県が保有する燃料電池自動車及び外部給電器（以下、「燃料電池自動車等」という。）の貸出に関して必要な事項を定め、燃料電池自動車等を県内市町村及び団体等へ広く貸出することにより、燃料電池自動車等の普及啓発を図り、もって、水素エネルギーに関する理解及び利活用の推進に寄与することを目的とする。

(貸出車両)

第2条 貸出対象の燃料電池自動車等（以下「貸出公用車等」という。）は、別表のとおりとする。

(貸出の目的)

第3条 貸出公用車等の貸出は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) イベント等での展示及び活用に供するとき。
- (2) その他知事が特に必要と認めるとき。

(貸出の制限)

第4条 貸出公用車等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、貸し出さないことができる。

- (1) 使用目的が、営利、宗教及び政治活動としているとき。
- (2) 山梨県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号から第3号に規定するものが使用するとき。
- (3) その他知事が適当でないとき。

(貸出日)

第5条 貸出公用車等の貸出を行う日は、県において当該貸出公用車等を使用する予定がない日とする。

(貸出期間)

第6条 貸出公用車等の貸出を行う期間（以下「貸出期間」という。）は、7日以内とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、貸出期間を延長することができる。

(貸出料)

第7条 貸出公用車等に係る貸出料（燃料としての水素代金を含む。）は、

無償とする。

(貸出申請)

第8条 貸出公用車等の貸出を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、貸出を受けようとする日の1か月前から10日前までに、貸出公用車等貸出許可申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) 使用目的の概要がわかる書類
- (2) 運転者の運転免許証の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(貸出許可)

第9条 知事は、前条に規定する貸出許可申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸出を適当と認めるときは、貸出公用車等貸出許可書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(貸出許可の取消し)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出許可を取り消すことができる。

- (1) 災害等の緊急かつやむを得ない理由により、貸出公用車を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 運行上その他の事情で貸出公用車に支障が生じたとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により、貸出許可を受けたとき。
- (4) その他知事が貸出することを適当でないとしたとき。

(目的外の使用等の禁止)

第11条 貸出許可を受けた者(以下「被許可者」という。)は、貸出公用車を転貸し、又は借り受けた目的以外に使用してはならない。

2 被許可者は、運転前に運転者について次の各号に掲げる事項のほか、安全な運転に支障が無いことを確認しなければならない。

- (1) 運転時に有効な普通運転免許証を携帯していること
- (2) 体調不良ではないこと。また、薬の服用をしていないこと
- (3) 運転に際して補助装置を必要としないこと
- (4) 酒酔い又は酒気帯びの状態ではないこと

3 被許可者は第8条第1項の貸出許可書に記載された運転者以外の者に貸出公用車を運転させてはならない。ただし、イベント等に伴う試乗機会の

提供のために行う場合であって、かつ、運転者の免許証や体調などを被許可者が責任をもって確認する場合にあっては、この限りではない。

(許可内容の変更等)

第12条 被許可者は、第8条の許可を受けた内容に変更が生じたとき、又は貸出を中止しようとするときは、速やかに知事に届出なければならない。

(遵守事項)

第13条 被許可者及び運転者（以下「運転者等」という。）は、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他関係法令を遵守し、安全運転に努めなければならない。

2 運転者等は、貸出公用車について、善良な管理者としての注意を持って使用しなければならない。

(返却及び使用報告)

第14条 運転者等は、貸出公用車等の使用を終えたときは、当該貸出公用車の清掃を行い、指定された返却場所に返却し、貸出公用車の汚損状況等の確認を受けなければならない。

2 運転者等は、指定された水素ステーションにおいて、燃料電池自動車に燃料（水素）を満充填した上で返却するものとする。ただし、返却時に水素ステーションが営業していない場合等やむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

3 運転者等は、返却の日から1週間以内に、貸出公用車等使用報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(事故等の届出)

第15条 運転者等は、貸出公用車等の使用中に事故があった場合には、速やかに県に連絡するとともに、貸出公用車等事故届出書（様式第4号）により、知事に届出なければならない。

2 運転者等は、前項に規定する事故に関し、県が貸出公用車について契約した自賠責保険及び自動車任意保険（自動車共済を含む。以下「契約自動車保険等」という。）の加入先が必要とする書類及び証拠となるものを遅滞なく知事に提出しなければならない。

3 運転者等は、貸出公用車等を損傷し、又は滅失した場合には、貸出公用車等損傷等届出書（様式第5号）により、速やかに知事に届出なければならない。

(損害賠償等)

- 第16条 運転者等は、事故等により第三者に損害を与えた場合には、被害者に対する道義的責任を果たすとともに、契約自動車保険等の約款等に基づき、県及び契約自動車保険等の加入先と処理方法等について協議し、事故を早期かつ円滑に解決するよう努めなければならない。
- 2 運転者等は、事故等により第三者に損害を与えた場合又は貸出公用車等を損傷し、若しくは滅失した場合において、契約自動車保険等で補填されない部分については、運転者等の責任において損害賠償し、又は原状復旧しなければならない。
- 3 運転者等は、事故等以外で貸出公用車等を損傷し、若しくは滅失した場合は、運転者等の責任において原状復旧し、又は県に対し損害賠償しなければならない。
- 4 事故等により運転者又は同乗者自身が受けた損害について、契約自動車保険等で保障されない部分については、運転者又は同乗者が自己の責任において処理するものとし、県は責任を負わないものとする。
- 5 事故又は天災その他偶発的な原因によって生じた貸出公用車等に積載した荷物等の汚損、破損その他の損害については、県は責任を負わないものとする。

(求償)

- 第17条 貸出公用車等の貸出により、県が賠償責任を負った場合は、県は、運転者等に対して、次の各号に掲げる部分を除く範囲内において求償権を行使することができる。
- (1) 契約自動車保険等で補填される部分
- (2) 県の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償責任に関する部分

(その他)

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、貸出公用車の貸出に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月23日から施行する。

別表 貸出公用車等一覧表

(1) 燃料電池自動車

車両番号	車 種	数 量
山梨300み9378	トヨタ自動車 MIRAI (青)	1台

(2) 外部給電器

機器名称	数 量
本田技研工業 Power Exporter 9000	1基

山梨県知事 殿

代表者	団体所在地	〒
	団体名称	
	職・氏名	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日
申請者	所属	
	氏名	
	電話番号※	— —

※日中連絡可能な電話番号を記載願います。

貸出公用車等貸出許可申請書

燃料電池自動車等の貸出に関する要綱第8条の規定により、下記使用上の誓約を確認のうえ、次のとおり貸出許可について申請します。

使用日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分から 令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで
希望する車種等 (○を記入してください)	トヨタ自動車 MIRAI (青) 外部給電器 本田技研工業 Power Exporter 9000
使用目的	
行き先	
運転者 (申請者と異なる場合)	氏名 住所 氏名 住所
使用上の誓約 (確認のうえ、「はい」欄に○を記入してください。)	はい 誓約事項
	使用期間中は、道路交通法等交通法規を遵守します。
	この申請による貸出公用車等の利用は、暴力団の利益となる利用ではありません。暴力団の利益となると認められた場合、貸出許可が取り消されることについて承諾します。
	代表者が暴力団、暴力団等(※)であるか否かについて、警察当局へ情報照会を行うこと及び警察当局から情報提供を受けることについて承諾します。 ※暴力団等：暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
	運転者について燃料電池自動車等の貸出に関する要綱第11条第2項に定める事項について確認し、安全な運転に支障が無いことを確認します。
	貸出公用車等を転貸又は借り受けた目的以外には使用しません。
	万が一、事故等で貸出公用車等を損傷し、又は第三者に損害を与えた場合、県が加入している自動車保険(自動車共済含む。以下「契約自動車保険等」という。)で補填されない部分については、全て申請者又は運転者(以下「運転者等」という。)の負担とします。
	事故等における運転者及び同乗者のけが等で県が加入している契約自動車保険等で保障されない部分については、全て自己責任で対応します。
事故等以外で貸出公用車等を損傷した場合は、全て運転者等の負担とします。	
事故等によって生じた貸出公用車等に積載した荷物等の損害、破損、事故等については、全て運転者等の負担とします。	

添付書類 (1) 使用目的の概要がわかる書類 (2) 運転者の免許証写し (3) その他知事が必要と認める書類

番 号
令和 年 月 日

殿

山梨県知事

貸出公用車等貸出許可書

令和 年 月 日付けで申請のあった貸出公用車等の貸出しについては、燃料電池自動車等の貸出に関する要綱第9条第2項の規定により、下記の許可条件を付して許可します。

記

貸出許可日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分から 令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで
貸出許可車両等	トヨタ自動車 MIRAI (青)
	外部給電器 本田技研工業 Power Exporter 9000
貸出内容	使用目的 } 貸出許可申請書のとおり 行き先 } 運転者 }
貸出許可条件	1 貸出許可申請書の「使用上の誓約」を遵守すること。 2 貸出公用車等の使用前に、車両の安全点検を行った上で運転すること。 3 許可内容に変更を生じた時又は貸出を中止するときは、速やかに申し出ること。 4 災害等により、貸出公用車等を公用又は公共用に供する必要があるときは、許可を取り消す場合があります。 5 運行上その他の事情で貸出公用車等に支障が生じたときは、許可の日時等を変更し、又は許可を取り消すことがあります。 6 許可した期間内に必ず返却すること。

担当

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

届出者	所在地	〒
	名称	
	代表者の職・氏名	
担当者	所属	
	氏名	
	電話番号*	— —

※日中連絡可能な電話番号を記載願います。

貸出公用車等使用報告書

燃料電池自動車等の貸出に関する要綱第14条第3項の規定により、下記のとおり使用状況を報告します。

利用期間	令和 年 月 日 () 時 分から 令和 年 月 日 () 時 分まで
使用場所	
走行距離	k m
利用内容	

※ 催事のパンフレット・写真等、概要が分かる資料があれば添付すること

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

届出者	所在地	〒
	名称	
	代表者の職・氏名	
担当者	所属	— —
	氏名	
	電話番号※	

※日中連絡可能な電話番号を記載願います。

貸出公用車等事故届出書

貸出公用車等において事故を起こしましたので、燃料電池自動車等の貸出に関する要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり届出します。

記

事故発生日時	年 月 日 時 分頃	路線名 又は 道路名	道 号 線
発生場所	都道府県 区市郡 町村 番地		道 巾
(自動車検査証に記載してある使用の本拠)		車両番号	
運転者、住所氏名及び年齢			歳
免許証取得 年 月 日	年 月 日	免許証番号	
相手方、住所氏名及び年齢			歳
免許証取得 年 月 日	年 月 日	免許証番号	
車両所有者、住所・氏名			
事故当時の状況			
事故の原因			
事故の処置			

(添付書類) 事故現場の見取り図

※ 外部給電器において事故を起こした場合は、適宜様式を修正すること。

※ 車両等を損傷した場合は、様式第5号も提出すること。

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

届出者	所在地	〒
	名称	
	代表者の職・氏名	
担当者	所属	
	氏名	
	電話番号※	— —

※日中連絡可能な電話番号を記載願います。

貸出公用車等損傷等届出書

貸出公用車等を損傷（又は滅失）しましたので、燃料電池自動車等の貸出に関する要綱第15条第3項の規定により、下記のとおり届出します。

記

使用車両等	車名	
	登録番号	
損傷又は滅失の日時場所	日時	令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分
	場所	
損傷の状況 (損傷した箇所に○を付けてください。)		
損傷又は滅失の内容 (具体的に記載願います。)		
補償方法		

※ 外部給電器を損傷又は滅失した場合は、適宜様式を修正すること